

令和5年度第2回知立市人にやさしい街づくり推進協議会
議事録（概要版）

1. 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の案

福祉課に対する質問と回答

(1) 村井委員

【質問1】19ページの本市の方針というところで、マッチング支援に取り組まれる状況で、例えば企業としては、採用した後に、何かまた相談したいとか、企業側が悩んじゃったとか、そういうことに対して相談できる体制とか、学会のサポートとか、そういうものってあるんでしょうか？

【回答1】就労サービス、就労移行支援で一般就職を目指そうとされている障がいの方が、そのサービスを利用して一般企業に就職された場合、最初就職してから6カ月に関しては、就労移行支援事業所が継続して、相談支援に乗るといった形を取らせていただいております。6カ月経過して以降は、別のサービスで就労定着支援っていうのがございまして、その定着支援に関しましては、6カ月経過後から3年間最大で相談支援でやることができますので、就職させて終わりというような形ではないサービスになってございます。

(2) 永井委員

【要望1】グループホームに入るのに、いくらぐらいの補助があるのか、障害年金1級のこの8万円でも、入れるのかということが勉強できるようにからたくさん情報を教えていただきたい。それで、それを踏まえて知立の施設の老人施設を展開してみえる所へ問いかけをしていく場面を作っていただきたい。

【回答1】「知的障害や精神障害のある人の高齢化を見据えて介護保険の施設を活用する方法について」の部分で、当事者の方たちとの勉強会や関係機関とのそういった調整っていうのをやってやっていきたいというような内容に変えさせていただくことは可能です。

【質問1】25ページの短期入所の医療型というところ、青い鳥みたいところは医療型か。

【回答1】はい。

【質問2】青い鳥の短期入所を定期的に使ってみえる方はいらっしゃるか。

【回答2】記憶ではない。

【質問3】短期入所の医療型の利用は愛知県でなくてもいいのか。近くでは具体的にどんな病院があるのか。

【回答3】障害福祉サービスの指定を受けている事業所で受け入れることができるのであれば可能ではあります。近くでは、私の認識では、大府市にある、あおぞら

有床クリニックというところで受け入れをさせていただいている実績がございます。

【質問 4】 35 ページの日中一時支援事業の令和 6 年から 8 年度までの見込みが横ばいの 70 になってますが、令和 4 年からずっと 70 という数字が横並びになっております。日中一時支援事業は、増えないという見込みなのか、日中一時支援を利用する人が増えない、日中一時支援の支給量はこれ以上増やさないから、横ばいなのか、どちらなのでしょう？

【回答 4】 見込みの数値を出す前に、30 年度から令和 4 年度まで実績を積み上げていくとこの数値よりも低い 67 とか、令和 3 年度が 63 であるように元年度からはもう減少傾向は見られる。日中一時支援事業が、地域生活支援事業の中の任意事業なので、法律で決められたサービスではないというところで、財政的に国や県の負担が確保されているものではない。よって法定サービスが優先ですよというところになります。日中一時の方がいいという方もいて、法定サービスが伸びていない。児童までは放課後デイのようなサービスがある。それで大人になったら急になくなってしまふ。生活介護や就労が馴染まない子もいらっしやる。のようなところの隙間のサービスについて、もう少し考えていってもらえないかっていうのは言っていないといけないなっていうのはあります。けれども、それまでの間、限られた事業所の定員や家庭状況ですとか、お困り具合とかも違ってまいりますので、市の方である程度基準を持って、決定件数・決定日数とこれはっていうような形をさせていただいているところは正直ございます。全体含めてちょっと課題が多い事業ではあるという認識ではおります。

【質問 5】 38 ページの障がい児における子育て支援等の利用料っていうと、障がい児における 1 番下の方に放課後児童健全育成事業、これは障がい児の子が使う放デイみたいな感覚の授業でしょうか？

【回答 5】 学童のことです。

【質問 6】 障がい児で。一般の知立市立の保育園に通っている方が、保育園が終わった後、放デイみたいなどころに行くのはどういう所に？

【回答 6】 児童発達支援事業になりますね。児童発達支援事業が療育が必要な就学前のお子さまが通われる障がい児サービスになりますので。

【質問 7】 知立にも 2, 3 箇所ありますよね。そういったところが保育園に行っている子を迎えに行ってみてくれてっていうの、そういうのではないですか？

【回答 7】 送迎サービスが義務付けられているわけではないので、送迎サービスがある事業所もあれば、ないところもございます。放課後デイも同じです。

【質問 8】 例えば、ひまわり園に通ってみえる未就学児が、ひまわり園が終わった後、15 時以降に児童発達支援事業を使えることはできるんですか？

【回答 8】ひまわり園自体が児童発達支援事業になりますので、児童発達支援事業を、同日に 2 つの事業所使うというのはこれはできないことになってます。

【感想 1】一般の保育園行けば 15 時以降見てくれることができるけど、障害者手帳を持ってから、ひまわり園に通うと 15 時以降は見てくれる施設はないというふうになってしまう。障害者手帳をもってひまわり園に行く意味があるからいってるのだから、生活の面でも働かなきゃいけないっていう 1 人世帯のお母さんにとってもうちょっと預かってくれるところがあるといいと思い、お尋ねしました。

(3) 高橋委員

【質問 1】25 ページのに短期入所というところで、これは短期入所が今までも、ゼロになっていて、これからも見込みがないので、ゼロになっているのか。

【回答 1】短期入所の医療パターンにつきましては、1 カ月あたりにするとほぼ利用がない。実際には、利用した実績はあるが、本当にお 1 人で、数日の話で、この 1 カ月あたりこういう数値にしてしまうとそれが消されてしまう、見込みとしては、ほぼないっていうような数値で出てくる。あくまで年間の利用者を 12 で割ってっていうことですので、利用が全くないこの今回のこの短期入所医療型に関しては、全くないかと言われるとそうではないが、年間通して、ずっとお 1 人が利用されていると言われると、そうではないので、数字上ゼロになっています。

(4) 蔭山会長

【要望 1】見込みや数値が、0 であっても、具体的に希望や相談があれば工夫をするっていうのは福祉課の仕事だろうと思うので、公表する時に、利用の希望があればご相談ください等の記載があった方がいいと思う。

【回答 1】考え方として、当然ご利用の希望があればですね、尽力させていただく、利用できる場所に、ご利用いただくようにするっていうのは当然計画には盛り込んであるかなかなかやっています。その上で、今のそういった概念を、計画に盛り込むっていうと、その計画とはちょっと馴染まない部分がありますので、今期の計画中に 1 人利用があるんじゃないかとか、そういった形の記載の仕方になってくるのかなというふうに思います。

【要望 2】そうならば 0 ではなくて、1 にしておいてほしい。

【回答 2】小数点以下はなくて、整数値で県の方に報告ということですので、お 1 人、実数お 1 人の、実日数 1 日っていうような形はあの取れるかなというふうには思いますので、実際来たらやっていくという意味が、そうでないとやはりわかりにくいということであれば、そのようにさせていただこうと思います。

2. その他

(1) 蔭山会長

【感想1】アンケートについて、私としてはいくつか意見がある。せつかくお金やエネルギーも費やすアンケートですから、計画にしっかりつながっていくようなものにしてほしい。